

令和 6 年度 第 7 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 6 年 1 0 月 1 8 日

場所 十和田市役所別館 1 階会議室

令和6年度第7回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館1階会議室

2. 開 会 日 時 令和6年10月18日(金) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和6年10月18日(金) 午後2時24分

4. 出席農業委員(18名)

1番	脊戸潤子	2番	沢井清治
3番	小笠原松寿	4番	沢目勝弘
6番	中野雄一郎	7番	芋田一弘
8番	立崎和寿	9番	山田利昭
10番	稲田優憲	11番	奥山博
12番	小田正喜	13番	外山康仁
14番	竹浦寿広	15番	野崎さち子
16番	杉山秀明	17番	力石堅太郎
18番	山崎誠一	19番	箕輪展忠

5. 欠席農業委員(1名)

5番 米田拓実

6. 出席農地利用最適化推進委員(12名)

十和田湖地区	白山雄治郎	十和田湖地区	中屋敷光男
三本木地区	米内山義治	四和地区	工藤優美子
四和地区	古谷朝直	切田地区	若沢弘幸
切田地区	田中稔	大深内地区	斗沢信一
大深内地区	大平靖四郎	伝法寺地区	小笠原一成
藤坂地区	市崎貴之	六日町地区	平舘龍徳

7. 会議に付した案件

- 報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第28号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第29号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取り下げについて
報告第30号 農地の転用事実に関する照会について
議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
議案第34号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第35号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
議案第36号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

13番 外山 康 仁

14番 竹 浦 寿 広

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 櫻 田 修一郎
事務局農地係長 吉 田 武 範
事務局推進監 高 橋 克 彦
事務局主査 戸 舘 奈津美

事務局次長 中 村 淳 一
事務局振興係長 苫米地 慶
事務局主査 東 浩 治

10. 書 記

事務局主査 戸 舘 奈津美

議 長（箕輪展忠）本日の欠席通告者は、5番 米田 拓実 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年10月8日に告示招集いたしました、令和6年度第7回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。13番 外山 康仁 委員、14番 竹浦 寿広 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、戸舘 奈津美 君を、参与には、事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたします。

議 長（箕輪展忠）次に報告第27号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いします。報告第27号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが合計4件、23筆、57,077平方メートルです。今後の意向については、25番が贈与予定、26番、27番が売買予定、28番が別人と貸借の予定となっております。なお、25番は3条に関する議案が関連して提出されています。3ページです。農地中間管理事業によるものが、合計1件、1筆、529平方メートルです。今後の意向は、転用の予定です。なお、解約による協力金の返還はありません。以上です。

議 長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(なしの声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第27号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第28号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）4ページをお願いします。報告第28号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、5ページから7ページです。今回は合計9件、45筆、86,046平方メートルで、57番が持分放棄による権利取得となったもの以外、すべて相続による所有権の取得です。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理などとなっています。59番からはあっせん等の希望が出されています。なお、山林など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思います。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(なしの声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第28号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第29号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）8ページをお願いします。報告第29号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取り下げについて。農地法第5条第1項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請の取り下げについて、別紙のとおり当事者による取下げ願の提出があったので報告する件です。9ページです。こちらは今年6月の総会において5条申請が出され許可相当となったものです。申請時の転用目的は農業用倉庫建築でしたが、譲受人が農業者ではなかったため、県からの指導を受けたことにより、取り下げをするものです。これを受け、譲受人が9月9日付けでおいらせ町で3条の使用貸借の許可を受けたことから、今回併せて5条に関する議案が提出されています。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(なしの声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第29号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第30号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）10ページをお願いします。報告第30号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。11ページです。今回の照会は合計4件、8筆、5,417平方メートルで、現地調査は、20番が令和6年9月19日に実施し、法務局への回答は、9月25日に行っております。21番から23番は現地調査を10月8日に実施し、法務局への回答は、21番が10月9日に、22番、23番は10月11日にそれぞれ回答しています。20番は、十和田市総合体育センターの南東約200メートルの地点です。照会地は雑木および雑草が繁茂しており、農地としての再生利用が困難な状況であることから、非農地と判断しています。21番は、洞内の法蓮寺から南東に約350メートルの地点です。照会地は、山林となっており、税務課の土地課税台帳においても現況地目が山林となっており、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しています。22番は、里ノ沢のしらかば集会所から南に約120メートルの地点です。照会地は、北側に隣接する山林への通路になっています。狭小なため農地としての利用は困難であり、税務課の土地課税台帳においても現況地目が雑種地であることから、非農地と判断しています。23番は、芋久保地区農業構造改善センターから北東に約400メートルの地点です。照会地①は、土地の傾斜に沿って礫交じりの土が埋め立てられています。照会地②と③は山林化しています。いずれの土地も、農地としての再生利用は困難な状態であることから非農地と判断しています。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第30号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、小田班長、脊戸委員、杉山委員の3名です。10月8日に現地調査、及び市役所別館1階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）次に議案第33号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）12ページをお願いします。議案第33号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、13ページから18ページです。所有権の移転に関するものが、13ページから17ページ、賃借権

による権利の設定が18ページとなっています。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告をお願いします。12番
小田 正喜 委員お願いします。

報告委員（小田正喜）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転が14件、賃借権の設定が4件の合計18件です。所有権の移転は、51番から61番までが売買によるもの、62番が父から息子へ贈与するもので、63番が親戚間で贈与するもので、64番が母から娘へ贈与するものです。賃借権の設定は、労力不足によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）小田委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第34号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）19ページをお願いします。議案第34号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、20ページです。今回は合計1件、1筆、4,048平方メートルです。以上です。

議長（箕輪展忠）農用地利用調整会議の結果について報告をお願いします。三本木地区
米内山 義治 農地利用最適化推進委員 お願いします。

報告委員（米内山義治）１８番の調整内容を報告します。９月２５日午後１時３０分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第３４号は要請することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後２時１８分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後２時１９分

議 長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠）次に議案第３５号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）２１ページをお願いします。議案第３５号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は２２ページです。使用貸借によるものが、合計２件、３筆、９，０７０平方メートルで、２件とも新規設定となっています。以上です。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第３５号は要請することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後２時２１分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後２時２２分

議 長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠）次に議案第３６号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）２３ページをお願いします。議案第３６号、農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があつたので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は２４ページです。合計４件、６筆、５３、０６７平方メートルです。１６番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場を整備するものです。場所は、後沢商店から南に約２００メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第３種農地に該当します。１７番の転用事由は、農地を売買で取得し、太陽光発電設備を整備するものです。場所は、夏間木地区会館から東に約１、５００メートルの地点です。農地区分は、その他の２種農地に該当し、建築面積が４ヘクタールを超えているため、大臣協議となります。１８番の転用事由は、親から農地を使用貸借し、自己住宅を建築するものです。場所は、十和田中学校から北に約５５０メートルの地点です。農地区分は第１種農地ですが、集落接続で不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。１９番の転用事由は、農地を売買で取得し、農業用

倉庫を建築するものです。場所は、十和田中学校から北東に約950メートルの地点です。農地区分は、第1種農地ですが、農業用施設の整備で不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査、及び聴取調査の結果について、報告願います。1番 脊戸 潤子 委員 お願いいたします。

報告委員（脊戸潤子）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計4件です。10月8日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後1時30分に市役所別館1階会議室1で聴取調査を行いましたが、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）脊戸委員、ご苦労さまでした。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年度第7回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

————— 閉会 午後2時24分 —————